

意見書 提出

9月定例会の最終日に議員より、「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書」(案)及び「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」(案)が議長に提出され、本会議においてそれぞれ議員案第6号及び同第7号として上程し、可決いたしました。

これらの意見書につきましては、議長において提出先である関係機関等へ送付いたしました。



公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書

建設産業は、日本の基幹産業として今まで経済活動と雇用機会の確保に貢献してきました。

しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安定なものにしており、非常に困っています。

国においては、平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、「建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われること」が衆参両院で付帯決議されました。諸外国（アメリカ、フランス、イギリスなど60カ国）では、公契約に係る賃金を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。

建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るために、公共工事における新たなルールづくりとして、下記事項を推進されるよう強く要望します。

記

- 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の付帯決議事項について実効ある施策を実施すること。
 - 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月21日

栃木県大田原市議会

提出先：衆議院議長、參議院議長、内閣總理大臣、法務大臣、厚生労働大臣、農林水產大臣、國土交通大臣

